

## 令和7年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和8年2月20日（金） 午後1時30分から午後3時50分まで

### 2 場 所

Web会議形式

### 3 出席者

委 員：齋藤委員長、井上副委員長、伏見委員、大瀧委員、飯泉委員、洞田委員、  
八田委員、倉田委員、笹川委員、水田委員、本間委員（11名）

事務局：環境生活部 庄山次長、渡邊環境対策監  
環境政策課 三田副課長、眞田班長、伊藤主査、今川主査、  
二上副主査

傍聴人：2名

### 4 議 題

- (1) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料 1-3 ((仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に対する意見 (論点整理)【新旧対照表】)
- 資料 1-4 (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見 (答申案)
- 参考 1-1 市長意見の提出状況  
( (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)
- 参考 1-2 住民等意見に対する都市計画決定権者の見解  
( (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2-1 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2-3 市長意見の提出状況  
(習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2-4 答申案審議に向けた論点整理  
(習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書)

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

○事務局より資料１－１について説明

質疑なし

○事業者より資料１－２について説明。

（委員）

資料１－２のNO. 19について、この質問は私がしたものだが、質問の理由として、短期高濃度予測の結果、浮遊粒子状物質の着地濃度が $0.118 \text{ mg/m}^3$ とされており、この値が非常に高いと受け止めたからである。しかしその後、改めて確認したところ、当該着地濃度のほとんどがバックグラウンド由来であり、用いられているバックグラウンド値も、過去１年間に出現した１時間値の最大値だったことが確認できた。また、当該着地濃度のうち、施設の排ガス由来の濃度は $0.005 \text{ mg/m}^3$ であり、この濃度は一般的な大気中濃度と比較してもさほど高くないと考えられた。については、前回委員会では複数意見を申し上げたところではあったが、現在は大きな問題はないと判断している。

一方で、事業区域周辺の数十メートル圏内に住宅が密集していることから、通常の施設以上に注意が必要な施設と考えている。

○事務局より資料１－３及び１－４について説明。

(委員)

資料1-4の「3 監視計画」の記述だと、監視計画については、猛禽類だけに注目すればよいと意見しているように受け取られかねない。準備書の第9章にあるとおり、事後調査は複数の項目を実施することとしており、事後調査の結果、環境影響の程度が大きいことが判明した場合、必要な環境保全措置を講ずるように併せて意見すべきと考える。

また、事後調査の項目については、議案(2)の習志野市のごみ処理施設と内容が異なることから、表などを用いて、案件ごとに同種施設の事後調査の項目が横並びで比較検討できるとよいと考えるがどうか。

(事務局)

事後調査やモニタリングの項目については、事業者の責任において検討するものであり、その確認に際して、他の案件と比較した横並びのチェックまでは行っていないが、今後意識して見ていきたいと思う。

(委員)

事後調査と監視計画については、答申案でもそれぞれ区別がされているようであるが、補足して説明していただきたい。

(事務局)

準備書の9-1ページにあるとおり、監視計画とは、事業者が監視に関することを網羅的に記載する際に使用している名称である。その中で事後調査とあるものは、アセスメント制度の中で事後的に調査をしていくものであり、モニタリングとあるものは、事後調査とは別に、事業を行っていく上で必要な監視を自主的に実施していくものとして記載されている。

「3 監視計画」での指摘については、準備書に記載されている監視計画では、猛禽類のモニタリングは計画されていないため、必要ではないかと考え指摘するものである。

(委員)

事業者が自主的に行うモニタリングの項目として、猛禽類のことが具体的に記載されていないため、答申で指摘したいという意図でよいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

そのような意図であれば、現行案で納得した。

(委員)

資料1-4の答申案の答申前文について、「事業区域は、猛禽類の主要な営巣地とはされていないものの、ツミの繁殖活動が確認されており」としているが、「事業区域の周辺でツミの繁殖活動が確認されている」の誤りではないかと考えるがどうか。また、繁殖活動とせず、「繁殖が確認されている」とする方が良いと思われる。

(事務局)

準備書の7-379ページのツミの確認状況によると、事業区域内での確認例があるとされ、繁殖活動とは、探餌行動、餌運びなどを定義している。事業区域を含む上空などでえさ運びなどが確認されているとの考えから記載したものである。

(委員)

繁殖活動という言葉について、いわゆる営巣、つまり巣を作って子育てをするということに限定しないということであれば、繁殖ではなく繁殖活動とすることも納得できるが、営巣を想像してしまう人が多いと思うので、「周辺では繁殖が確認されている」といった表現の方が現実にあっていると思われる。

(委員)

事業区域内だけとせずに、周辺部も含めた上で、営巣も含めた繁殖が確認できていると記載すれば、誤解はないと思われるがいかがか。

(委員)

準備書では、現地調査結果として、事業実施区域内と事業実施区域周辺の2つに分けて確認事例が記載されているが、狭いセンター公園の中で繁殖活動が確認されたとは考えにくく、繁殖活動が確認されたのは、事業実施区域周辺の方ではないかと考える。そうであれば、やはり周辺で繁殖が確認されていると記述した方がよいと思われる。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえて、正確な表現となるよう検討した上で、後日、委員の了解をいただく形とさせていただきたい。

(委員)

了解した。事務局で答申案を修正した後、委員で内容を確認した上で、最終的な答申を取りまとめる形とする。

○議題(2)の審議後、議題(1)について追加意見

(委員)

議案(2)の習志野の案件では、資料2-4の(2)地域特性において事業区域周辺の状況について具体的な数字の情報が書かれており、「事業区域から北側約300メートルに大学があり、北東約900メートルに住居が密集」とある。一方で、議案(1)の松戸の案件では数字の記載はないが、住居までの距離は最短70～80メートルであり、数字

を記載することにより、事業区域に相当近いという認識を持ってもらうことが大事だと思う。

最近はそうでもないが、大気汚染がひどかった時代では、例えば道路からの距離100メートルや150メートル以内は高濃度の領域にあるとされ、健康影響がかなりはっきり見られるようなエリアと考えられており、そのような距離が発生源からの近傍というように位置付けられている。松戸の案件では、そのような範囲に住宅が沢山あるということに関係者間で認識してもらうことが大事だと思う。

(委員)

松戸の答申案について、事務局は、具体的な数字を盛り込めるようであれば、先程の審議で出た意見と併せて修正を検討していただくということによろしいか。

(事務局)

現行の答申案では、非常に近接という表現を用いることで近接性が伝わると考えていたが、距離を入れた方がより厳しさが伝わるとの考えか。

(委員)

100メートル以下というのは、かなり特殊な状況と思われる。議案(2)の習志野の案件と比較してもずっと近く、現場を知らない人が見ても、距離を見れば相当近いことがわかる。そういう意味でキーワードとなる数字が1つでもあると受け止め方が違うので、可能であれば検討していただきたい。

(事務局)

数字を盛り込めるか検討する。後日検討結果を提示するので確認していただきたい。

## 議題（２）習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料２－１について説明。

質疑なし

○事業者より資料２－２について説明。

質疑なし

○事務局より資料２－３及び資料２－４について説明

（委員）

資料２－４の５（２）において、千葉市長からのご意見を踏まえて、アセス図書の縦覧終了後のインターネットによる継続公開について追記されているが、今後のアセスメントの意見についても、公共事業に対してはこうした文言を追記することでよろしいか。民間の事業では、機密事項などが含まれていることもあるため、継続公開を求めにくいと思うが、本件は、事業主体が市のため、継続公開を求めるとの考えか。

（事務局）

そのとおりである。なお、今後、環境影響評価法においては、事業者の了承が得られた場合には、インターネットにより図書の継続公開を行う制度が始まる。制度開始後には、改めて表現を検討したい。

（委員）

事業者の了承を得るのはハードルが高いと感じる。

（委員）

チョウゲンボウの代替巢の設置に当たっては、代替巢の設置場所、設置時期、形状等を

適切に考えることが重要である。事業者も検討はしているが、代替巣がうまく利用されるような状況に設置してもらいたいということを盛り込んでもらいたい。

(事務局)

事業者は、準備書の段階で、鳥類を専門とする学識経験者にヒアリングをし、代替巣の設置場所や時期等を詳細に計画しており、その内容については概ね妥当だと判断した。一方で、チョウゲンボウの環境保全措置は、今回の計画の中で重要なところであるため、念押しする意見として必要があれば追加したい。

(委員)

事業者で非常に考えられていると感じたが、答申に盛り込んでよいと思う。

(事務局)

そのように検討する。

(委員)

それではこちらに関しては、資料2-4の3(4)に明記することによろしいか。

(事務局)

そのように対応する。

(委員)

千葉市からの意見で、予測の条件が順守されるような詳細設計を行うことを求める意見があったが、論点整理には盛り込まれていないように思う。運転管理のことは記載されているが、千葉市が求めている設計に関することを盛り込む必要はないのか。

(事務局)

念押し的な意見であることを踏まえ、2(1)の「事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施すること」の中に含まれていると捉えている。

(委員)

実際の建物の位置や詳細設計について、計画とおりに進めてもらいたいという念押しの意見とは思うが、答申案においても念押しするような表現を追記してもらいたい。事業地は沿岸部とは言え、人口も多く、近隣には施設も多く存在し、事業の実施の影響を受ける対象が多いので、盛り込んでもらいたい。

(事務局)

検討する。

(委員)

意見が出尽くしたので、質疑応答は終了とする。